

計画主体名	ちばけん かしわし 千葉県 柏市		
計画期間	平成29年	～	31年
実施期間	平成29年	～	30年
総事業費（交付金）	347,606千円（173,803千円）		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	当該地区は農業を基幹産業とする準農村地域であり、地区のほとんどが市街化調整区域のため、人口減少、生産者の高齢化が進展している課題があり、本事業で整備する農産物直売施設、体験加工施設を核として、当該地区の農産物の販売機会の拡大、加工体験等を通じた交流人口の拡大を目指すものであり、活性化計画の目標である「農林水産物等の販売・加工促進」と合致するものであり、これらを通して、国が掲げる基本方針の一つである「農林漁業が健全に展開され、これを核として地域の発展が図られることを目指すものとする」に適合するものである。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	適	事業活用活性化計画目標を「農林水産物等の汎愛・加工促進」とし、その評価指標の内容は、地域産物の販売額の増加及び交流人口の増加としている。 本事業で整備する農産物直売施設、体験加工施設を核として、当該地区の農産物の販売機会の拡大、加工体験等を通じた交流人口の拡大をなど、地域経済循環の促進及び地域の発展が図られると期待できることから妥当なものである。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	柏市第五次総合計画後期基本計画、柏市都市農業活性化計画、柏市観光基本計画を手賀沼アグリビジネスパーク構想との連携、調和が図られている。
活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	地域農業者で組織する手賀沼周辺地域協議会において、協議を行い、地域合意を得ている。 <手賀沼周辺地域協議会>

活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適	当該地区の生産者、農業団体で構成されている。 同協議会には女性農業者も参画しており、農業女性の意見も取り入れている。
事業の推進体制は確立されているか	適	整備される受入機能強化施設は、現在の道の駅直売施設の運営を行っている「株式会社ロータス」が運営に参加する予定である。また、平成 28 年度に民間事業者を中心とした「手賀沼アグリビジネスパーク事業推進協議会」が立ち上がり、手賀沼アグリビジネスパーク事業戦略プランの策定を行うと共に、手賀沼の自然環境を活かした屋外型レストランカフェや体験農園、イベント企画などの事業展開を進めている。
活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	「農林水産物等の販売・加工促進」という目標の達成のために、農産物直売機能、加工体験機能を整備することとし、目標と事業内容の整合性は確保されている。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—	該当なし
計画期間・実施期間は適切か	適	計画期間は 3 年、うち 2 年を実施期間とする。2 年で施設整備を行い、3 年目で目標を達成する。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適	事業費 347,606 千円に対し、交付金要望額は 173,803 千円である。これは交付率 1/2 の範囲内である。

## 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	新規事業であり、他の助成によって実施中の事業ではない。また、既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでもない。
土木・建築構造物等の施行に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	適	各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとしている。設計・施工等における検査体制は柏市が対応する。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし

増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別紙6に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものである。（建物22年、電気設備15年、空調設備13年、給排水設備及び衛生設備15年、プレハブ冷蔵庫8年、厨房機器一式8年）
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	適	費用対効果分析は、（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）に基づき行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		上記により、投資効率=1.18である。
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	適	事業主体は柏市である。また、当該地区は準農村地域であり、農産物の生産・販売、収穫体験等による交流を通して、地域活性化が図られることが期待され事業内容は、地域間交流拠点の整備のうち、地域資源活用総合交流促進施設であり、要件のうち（2）農林水産物の高付加価値化や生産者の販売力強化等に必要な施設等であることを満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	柏市が実施する事業であり、施設運営に関する条例を定め運営する予定のため、個人に対する交付や目的外使用になるおそれはない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	適	現状はこれまで開催した収穫体験の参加者数、今後の見込みは収穫体験、加工体験を通じた市外からの参加者数を積算している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	適	近隣市町村の類似施設として、我孫子市の農産物直売所「あびこん」の平成28年度の利用状況を踏まえている。但し、当該施設が道の駅しょうなんの手賀沼対岸にある「水の館」内に移転し、平成29年6月3日にリニューアルオープンした為、最新の利用状況や競合の有無等については、今後調査していく。また、施設間の相乗効果が見込めるような企画や情報発信についても連携を協議していく。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	既存の道の駅直売施設の利用形態（営業日、営業時間等）を踏まえたものである。

施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	既存の道の駅直売施設を基準に規模を設定している。設置場所は既存の道の駅に隣接した立地とし、新たに整備される駐車場、別途整備される農家レストラン、手賀沼との関係を考慮した配置としている。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	適	(株)道の駅しょうなんと(株)ロータスが連携し、広報・宣伝計画、販売計画等について協議し、戦略的な運営を行っている。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適	当施設は農産物直売機能を有し、既存の道の駅直売施設と同様に主たる利用者は女性である。また、運営に当たっては、パート雇用された女性による施設運営を想定している。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	農産物直売機能として必要な内容であり、不必要な機能や設備は入っていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	構造は鉄骨造とし、できるだけ柱のない構造として整備費の低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	交付対象となる付帯施設はない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	備品は、施設内で必要となる厨房機器であり、汎用性の高いものは整備対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	既存道の駅に隣接した立地であり、集客性を考慮した。生産者の集出荷の動線等を考慮した配置を想定している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	地権者説明会等を行い、事業協力及び用地確保の見通しが立っている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別紙6に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当しない
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)Iの第2の4の(3)の基準に照らし適正であるか	—	該当しない
整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)	適	床面積1,203.3㎡を想定し、1,500㎡以内である。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)	適	延床面積㎡当たり27.5万円であり、29万円以内である。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		

地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	適	「手賀沼アグリビジネスパーク事業推進協議会」では、既存の道の駅を中心に、本事業で整備される施設、隣接地に民間事業として新設される農家レストラン、手賀沼、手賀沼フィッシュセンター、手賀の丘公園、県立手賀の丘少年自然の家、そして地区内の農地との相互連携を図る取組を進めている。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	適	農産物直売施設、並びに農産加工体験施設を整備する予定であり、生産者の販売力強化、ブランド化に資するために必要な施設である。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	適	年間を通じた運営を前提とし、継続的な雇用、所得の発現が見込まれる。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	適	農産加工体験施設は、生産者や野菜ソムリエによる加工体験プログラムの実施を想定しており、6次産業化や女性参画の促進に寄与するものである。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体は柏市であり、自主財源は適正な財政運営のもと、市が予算措置を行うものとする。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	設計業務はプロポーザル方式、一般競争入札方式による業ものとし、建設工事は、一般競争入札方式によるものとし、競争性のある契約方式とする。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適	施設の設置管理条例を制定し、適正な施設運営を行うものとする。その中で、更新、改修に関する取り決めを行い、適正に運用する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適	農産物直売機能については、中小企業診断士の診断を受け、適切な収支計画を策定している。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	適	他の事業との合体施策はない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	適	他の事業との重複申請はない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	適	農産物販売、体験加工のための施設であり、生産振興は目的としない。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	適	農産物販売、体験加工のための施設であり、強い農業づくり交付金等の交付対象となる施設ではない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。